

第四百十二回 参議院文教・科学委員会會議録第十六号

平成十年四月二十一日(火曜日)
午後二時一分開会

委員の異動

四月十六日

山本 保君

久保 巨君

瀨谷 英行君

補欠選任

本岡 昭次君

上山 和人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

井上 裕君

釜本 邦茂君

世耕 政隆君

田沢 智治君

長谷川 道郎君

江本 孟紀君

菅野 茂君

日下部 禮代子君

阿部 幸代君

扇 千景君

町村 信孝君

文部 大臣

政府委員

文部大臣官房長

文化庁次長

遠藤 昭雄君

事務局側

常任委員会専門員

巻端 俊兒君

本日の會議に付した案件

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律案(内閣提出)

○委員長(大島慶久君) ただいまから文教・科学委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十六日、山本保君が委員を辞任され、その補欠として山下栄一君が選任されました。

また、去る十七日、瀨谷英行君及び久保巨君が委員を辞任され、その補欠として上山和人君及び本岡昭次君が選任されました。

○委員長(大島慶久君) 美術品の美術館における公開の促進に関する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。町村文部大臣。

○国務大臣(町村信孝君) このたび、政府から提出いたしました美術品の美術館における公開の促進に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、美術に対する国民の関心が高まっております。我が国に所在するすぐれた美術品を広く公開していくことが求められております。また、国民の鑑賞機会を拡大するためには、それらすぐれた美術品をその専門的な施設である美術館において公開するよう促していくことが必要となっております。

政府といたしましては、これらの状況を踏まえ、美術品について登録制度を実施し、美術館における公開を促進することによって国民の鑑賞機会

会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としてこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、美術品の登録についてであります。

美術品の所有者は、申請によりその美術品について文化庁長官の登録を受けることができます。としております。対象となる美術品は、文化財保護法により指定された重要文化財である美術品及び世界文化の見地から歴史上、芸術上または学術上特にすぐれた価値を有する美術品であります。

また、登録には、所有者が、美術館の設置者との間で、本法律案で定める登録美術品公開契約を確実に締結する見込みがあることが必要であり、としており、その契約は、期間が五年以上であり、当事者が解約の申し入れをすることができない旨の定めがあるものとしております。

第二は、所有者及び美術館の設置者の義務等についてであります。

所有者は、登録後三月以内に、登録美術品公開契約を締結し、かつ、登録美術品を美術館の設置者に引き渡さなければならないこととしております。

また、その契約を締結した美術館の設置者は、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、その積極的な公開を行わなければならないこととしております。

第三は、国の責務についてであります。

文化庁長官は、登録美術品の鑑賞機会の拡大を図るため、その所在に関する情報の提供に努めるとともに、国がその所有権を取得したときは、美術館において積極的に公開するよう努めるものとしております。

第四は、重要文化財である登録美術品の公開に

ついて、文化財保護法による手続を緩和する特例を定めております。

第五は、附則において租税特別措置法の一部を改正し、登録美術品について、相続税の物納が認められる場合の優先順位を第一位としております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(大島慶久君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律案

美術品の美術館における公開の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品の美術館における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産をいう。

二 美術館 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
三 登録美術品 次条第一項の登録を受けた美術品をいう。

四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいう。
イ 五年以上の期間にわたつて有効であること。
ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。

五 公開 公衆の観覧に供することをいう。
(美術品の登録)

第三条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものであること。

二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。
3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(契約美術品の設置者の義務)
第四条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者(以下「契約美術品の設置者」という。)は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

(承継)
第五条 登録美術品の所有者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。
2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消)
第六条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第三条第一項の登録の取消しの申請があつたときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

一 登録美術品が第三条第二項各号のいずれかに該当しなくなつたと認められるとき。
二 登録美術品の所有者が、第三条第三項の規定による通知を受けた日から三月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術品の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

三 登録美術品が美術館において公開されていなく認められるとき。
四 登録美術品公開契約が終了したとき(その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。)

五 登録美術品の所有者が不正の手段により第三条第一項の登録を受けたとき。
文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術品の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)
第七条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品(第三条第二項第一号に該当するものを除く。)を契約美術品の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
二 登録美術品公開契約を締結したとき。
(契約美術品の設置者の報告等)
第八条 契約美術品の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文部省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。
二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。
四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術品の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
3 契約美術品の設置者は、文部省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

(美術館の設置者のあつせん)
第九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)
第十条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)
第十一条 文化庁長官は、契約美術品の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。
(国が所有権を取得した登録美術品の公開)
第十二条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)
第十三条 第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画(同項後段の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。)に従つて契約美術品の設置者が行う登録美術品(第三条第二項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。)の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があつたことをもつて、同法第五十三条第一項本文の許可があつたものとみなす。この場合において、同条第三項中「第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に」とあるのは「契約美術品の設置者(美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第百号)第四条に規定する契約美術品の設置者をいう。次項において同じ。)が同法第八条第二項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出(同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。)をした場合において、当該届出に」と、同条第四項中「第一項の許可を受けた者

が前項の許可の条件に」とあるのは「契約美術館の設置者が前項の指示に」と、「許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと」とあるのは「公開の停止を命ずること」とする。

2 契約美術館が文化財保護法第五十三条第一項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第八条第二項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第五十三条第二項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(検 討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中、第七十条の十を「第七十条の十一」に改める。

第七十条の八第一項中「及び第七十条の十第一項を」と、第七十条の十第一項及び第七十条の十一第一項に改める。

第四章中第七十条の十の次に次の一条を加える。

(相続税の物納の特例)

第七十条の十一 税務署長は、相続税法第四十一条第一項に規定する納税義務者が同項の規定による物納の許可を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第 号)第二条第三号

に規定する登録美術品(当該物納の許可の申請に係る相続の開始時において既に同法第三条第一項に規定する登録を受けているものに限る。以下この条において「特定登録美術品」という。)であるときは、当該特定登録美術品については、当該納税義務者の申請により、相続税法第四十一条第三項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による物納を許可することができる。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第四十二条第一項に規定する申請書に、物納に充てようとする特定登録美術品の種類及び価額その他当該特定登録美術品に関する事項を記載した書類その他の大蔵省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

平成十年五月七日印刷

平成十年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A